

令和8年度福岡県指定管理鳥獣捕獲等事業（第1工区）
公募型プロポーザル実施要領

令和8年4月1日
福岡県環境部自然環境課

1 趣旨

この要領は、令和8年度福岡県指定管理鳥獣捕獲等事業（第1工区）委託業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式による技術提案を実施し、本業務を確実に遂行できるものを選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名 令和8年度福岡県指定管理鳥獣捕獲等事業（第1工区）委託業務
- (2) 業務内容 令和8年度福岡県指定管理鳥獣捕獲等事業（第1工区）委託業務仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和9年2月8日
- (4) 契約限度額 2,260千円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) スケジュール
 - 令和8年4月 1日（水） 公募開始
 - 4月 8日（水） 質問受付締切
 - 4月10日（金） 技術提案公募参加資格確認申請書提出期限
 - 4月15日（水） 技術提案書提出締切
 - 4月28日（火） 業務委託候補者選定
 - 5月上旬以降 委託契約締結

3 委託候補者の選定

委託候補者の選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

技術提案への参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、技術提案への参加申込みを行った上で、仕様書の業務内容をどのような手法、体制等で実行するのか、業務を遂行するにあたっての計画、方法等について具体的に提案を行うこと。

提案内容等について令和8年度福岡県指定管理鳥獣捕獲等事業委託業務選定委員会（以下「選定委員会」という。）にて審査を行い、本業務の実施に際し最も適した提案者を委託候補者とする。

4 技術提案参加に際しての留意事項

(1) 次のいずれかに該当する場合は、選定の対象から外し、若しくは委託候補者の選定を取り消す場合がある。

- ① 選定委員会の委員又は選定手続き業務に従事する職員又は関係者に対し、不正な接触行為その他の正当な手続きを妨げる行為の事実が判明した場合
- ② 本件技術提案について不正な利益を得るために連合した場合
- ③ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ④ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ⑤ 参加希望者が5に定める参加資格を満たしていないことが判明した場合
- ⑥ 本公告の内容に違反すると認められる場合
- ⑦ 参加希望者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
- ⑧ 担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- ⑨ その他社会的信用を損なう行為等により、参加希望者が委託事業者として業務を行うことについてふさわしくないと県が認めた場合
- ⑩ その他選定の手続きにおいて不正な行為があったと県が認めた場合

(2) 参加希望者は、複数の提案書の提出を行うことはできない。

(3) 提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。ただし、誤字脱字等の軽微なものを除く。なお、提出書類は、採用の有無にかかわらず返却しないものとする。

(4) 提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出すること。

(5) その他

- ① 提出された書類等は、情報公開の請求により開示することがある。
- ② 技術提案への参加に要する諸費用は、すべて提案者の負担とする。
- ③ 本手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限り、本手続きにおいて使用する単位は、日本の標準時及び計量法によるものとする。
- ④ 提出された書類は、提案者に無断で使用しない。ただし、委託候補者の選定を行う作業に必要な範囲で、複製を作成することがある。
- ⑤ 配布する資料等は、本技術提案応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

5 技術提案参加者（提案者）の資格

参加希望者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第18条の2の規定により都道府県知事の認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者又は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。）第13条の6に該当する者であること。

- (2) 福岡県庁等で行う業務遂行のための打合せ等に参加できる者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中ではないこと。
- (5) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団又は暴力団員に該当しないこと。また、これらの者に利益の供与等を行っていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定又は再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 令和8年度福岡県指定管理鳥獣捕獲等事業（第2工区）に係る技術提案に応募していないこと。

6 業務委託に関する事務を担当する課の名称等

福岡県環境部自然環境課野生生物係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話：092-643-3367

FAX：092-643-3222

電子メール：bio@pref.fukuoka.lg.jp

7 技術提案の参加手続等

参加希望者は、技術提案参加資格確認申請書等の書類を次のとおり提出しなければならない。

また、参加希望者は、契約担当者から提出した書類等について説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(1) 技術提案参加資格確認申請書等の提出期間、場所及び方法

① 提出期間

令和8年4月1日（水）から同年4月10日（金）までの午前9時から午後5時まで（必着）とする。ただし、県の休日を除く。

② 提出場所

6の場所に同じ。

③ 提出方法

持参又は郵便（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。）とし、ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。

④ 提出書類

- ア 技術提案参加資格確認申請書（様式第1号）
- イ 誓約書（様式第2号）
- ウ 法人の登記事項証明書
- エ 法人の定款
- オ 法第18条の2による県の認定を受けている場合、認定証の写し
- カ オの認定を受けておらず、規則第13条の6に該当する場合は、その事実が確認できる書類（安全管理体制、従事者の技能・知識状況等）
- キ 当該業務に係る遂行体制等のわかる資料

(2) 技術提案参加資格要件の審査等

① 技術提案参加資格要件の審査

提出された技術提案参加資格確認申請書に基づき、技術提案参加資格要件の審査を行う。

なお、必要に応じ、参加希望者に対してヒアリング、書面又はファクシミリにより技術提案参加資格要件の審査に係る内容の回答要求や、関係機関への意見照会を行うことがある。

② 審査結果の通知

技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

③ 技術提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

技術提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和8年4月14日（火）午後5時までに6の宛先にファクシミリ又は電子メールにより、説明を求める書面を提出することができる。

この場合の回答方法はファクシミリ又は電子メールによる。

(3) 応募に関する質問の受付

本案件の応募について不明な点がある場合は、契約担当者に対して説明を求めることができる。

① 受付期間

令和8年4月1日（水）から同年4月8日（水）までの午前9時から午後5時まで（必着）とする。ただし県の休日を除く。

② 受付方法

「応募に関する質問・回答書（様式第3号）」をファクシミリ又は電子メールで提出すること。ただし、電話により契約担当者に着信の確認をすること。電話、来訪など口頭による質問は受け付けない。

③ 受付場所

6の場所に同じ。

④ 回答

応募に関する質問・回答書に記載された連絡先に対し、ファクシミリ又は電子メールにより、随時回答を送付する。

質問及び回答内容は、技術提案参加資格確認申請書の提出があった全ての者に対し、申請書に記載のあった連絡先にファクシミリ又は電子メールで通知する。

⑤ その他

ア 技術提案実施後、仕様書についての不知又は不明を理由として異議の申し立てはできない。

イ 質問者の所在地、名称、担当者氏名、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールを記載すること。

ウ 提案書の審査に関する質問は回答できない。

8 技術提案書等の提出等

(1) 技術提案書等の提出

提案者は、次の場所へ書類を直接持参又は郵送（書留郵便その他これに準じる方法による）で提出するものとし、ファクシミリ又は電子メールによる提出は受け付けない。

① 提出期限 令和8年4月15日（水）午後5時まで（必着）

② 提出場所 6の場所に同じ。

③ 提出書類

- ・ 技術提案書提出文書（様式第4号）（1部）
- ・ 技術提案書【任意様式：別表1の提案事項を漏れなく具体的に記載すること】（7部）
- ・ 見積書【様式第5号：対象となる経費は別表2の範囲内とする】（1部）

(2) 技術提案書の説明

提案者は、ヒアリングを実施する場合がありますので、あらかじめ承知しておくこと。

なお、詳細については実施することとなった時点でその旨を別途通知する。

9 委託候補者の選定等

(1) 委託候補者の選定

① 選定委員会において、審査基準（別表3）に基づき、提出書類等を総合的に審査し得点化する。

② 各選定委員の審査票において、1位の順位を獲得した数が最も多いものを委託候補者として選定する。

- ③ 複数の応募者が同数で並んだ場合は、当該応募者に係る各委員の審査点を合計し、最も高い得点を獲得した者を委託先候補者として選定する。
- ④ 総得点の平均が普通（合計75点）以上であることを最低基準とし、最低基準を満たさない提案者は選定の対象としない。
- ⑤ 提案者が1者の場合であっても審査は実施し、審査結果において最低基準を満たす場合は、その者を委託候補者として選定する。
- ⑥ 本応募において、県の要求する基準を満たす提案がなかった場合、委託候補者の選定は行わず、改めて公募を行うものとする。この場合、今回の参加希望者の再応募を妨げない。

(2) 委託候補者及び審査結果の通知方法等

- ① 委託候補者及び審査結果の通知方法
委託候補者は、福岡県ホームページに公表する。また、審査結果は提案者全員に郵送により通知する。
- ② 他の者に係る審査の内容については問い合わせに応じない。

10 契約の締結

(1) 契約書作成の要否

委託候補者の選定後、提出された技術提案を基本として当該事業者と県と協議の上、詳細内容を決定し、契約書により契約を締結する。

(2) 契約保証金

福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第169条及び第170条の規定による。

11 詳細

詳細は、令和8年度福岡県指定管理鳥獣捕獲等事業（第1工区）委託業務仕様書による。